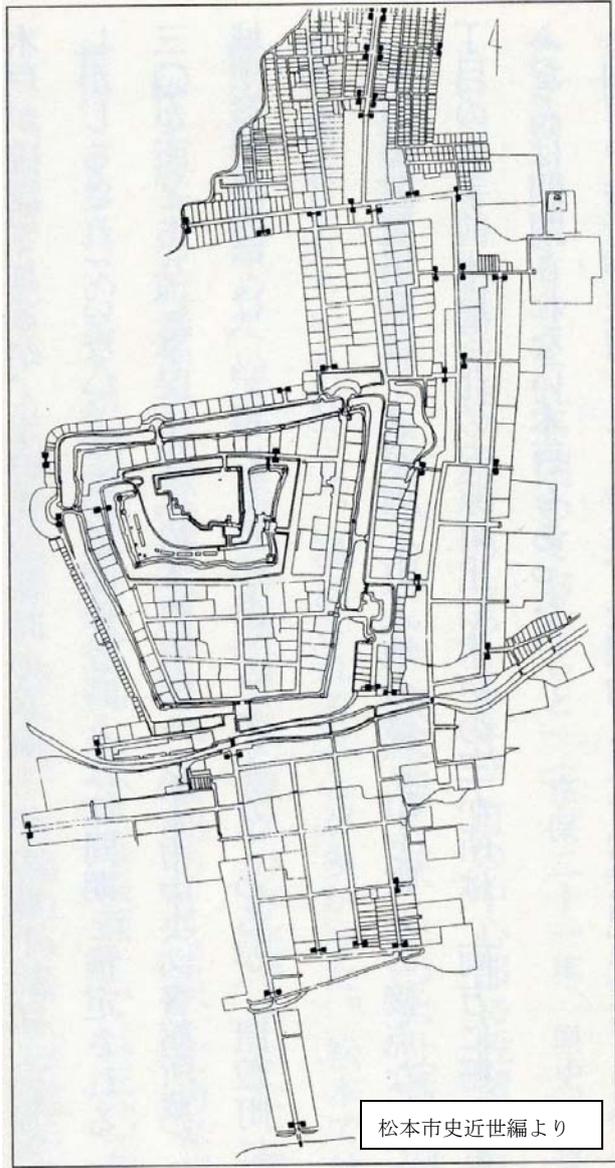


(1) 木戸の役割



右図は水野時代（17世紀中頃）松本町の木戸のあった位置を表しています。江戸の町も各藩の城下町でも治安を維持する施設として要所要所に木戸が作られました。その隣には番人が詰めている木戸番所、町番所、同心番所などが設けられました。

木戸は不審者ふしんしやの出入りを監視し防衛ぼうぎよする役目を担っていました。松本町の木戸は暮れ六つ（午後6時）には閉められた。（※江戸は四つ時・午後10に閉まる）したがって夜間の通行は認められていない。しかし藩発行の「木戸通り札」を持参すれば通行出来た。

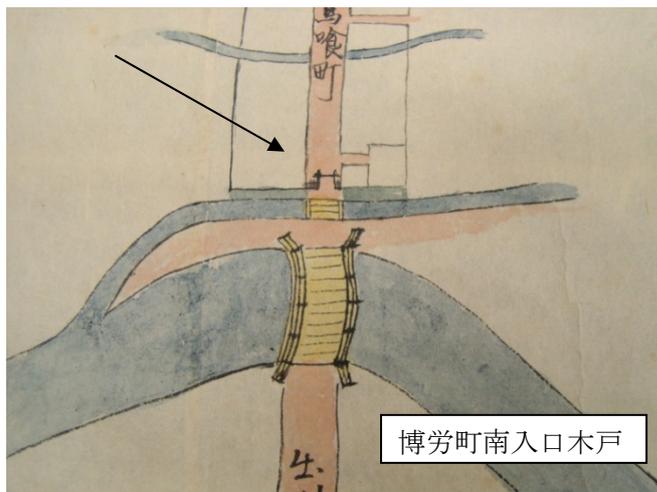
また、木戸は武家地と町人地を区分する仕切りとして作用していました。右図の水野時代には42の木戸が確認されます。

水野氏時代の「松本市中記」には30カ所、享保10年の「松本町帳面」は25カ所とあり、「享保十三年秋改図」では34カ所を確認出来る。さらに「文化年間松本城下絵図」では30カ所

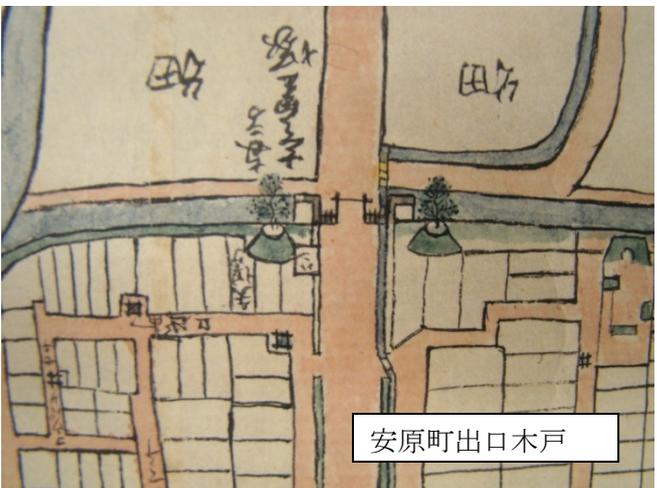
を確認することが出来ます。

(2) 大木戸 (おおきど)

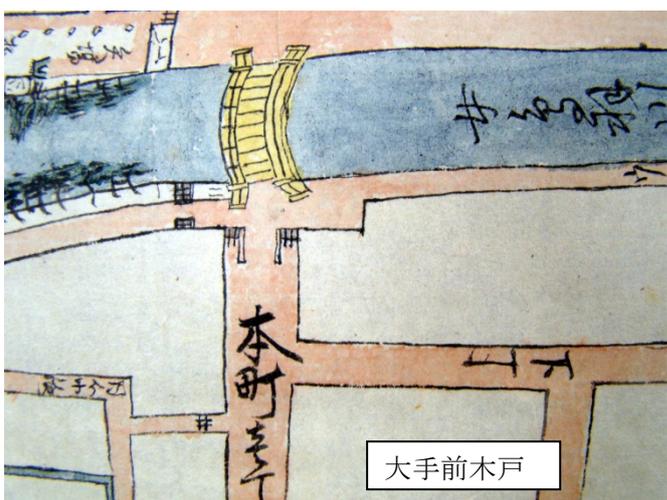
博労町南の入口木戸・本町一丁目の大手前木戸、北の安原町出口（後には萩町木戸）の三ヶ所は木戸の両方に柵のある大木戸でした。大木戸を「文化五～天保二松本城下絵図」から取り出して掲げます（次頁）。松本町の出入り口は特に厳重に大木戸で固め、本町一丁目の大手前木戸は三の丸手前で重要な意味を持つ場所であった。



博労町南入口木戸



安原町出口木戸



大手前木戸

(3) 木戸は非常時にも閉めた

享保 10 年 (1725) 水野氏が改易になった「松本大變」の時、9 月 1 日に家名相続が松本に知らされ、家臣の引っ越しが始まると屋敷荒らしや盗みが多発した。そのため「家中屋敷は方々木戸を打ち番人をすえおき、町へ預かる荷物等も札にて出入りつかまつる・・・」(「水野御家松本代々並大變覺書」と武家地と町人地を画す木戸を閉め盜難の被害から守ろうとした。この時は殿様荷物を江戸に付け出すさい、盗み取る者も多く、家臣の中にも藩の施設の板を盗む者も出て大混乱となった。さらに売りに出される諸道具落札のため他所・他国の商人も入り込み混乱に拍車を掛けた。

さらに、「旧松本市史」によれば、文久 2 年 (1862) 5 月 29 日松本藩士伊東軍兵衛が高輪東漸寺に置かれていた英国公使館を襲い外人を殺傷したいわゆる第二次東漸寺事件の時も松本町の木戸が閉められた。同年 6 月 9 日藩主戸田光則は幕府より閉門を申し付けられ、松本藩は藩士、及び町内郡内へ謹慎を申し触れた。このとき「家中ただ沈む、六九口木戸、大橋口木戸・上下の御馬出木戸、他所々中木戸つまる。町

屋は自身番,家にすだれをかけ、蒔 (しとみ) を置き、用水桶を出し、日々物頭 (ものがしら) 一騎ずつ町を廻る。領内在方は火の用心の触廻る。家中はもちろん、町方まで謹慎して、火をたかず。 同月二十八日藩主謹慎終わる」とあります。藩の非常時には木戸は閉じられて混乱が起きないように備えたことが分かります。

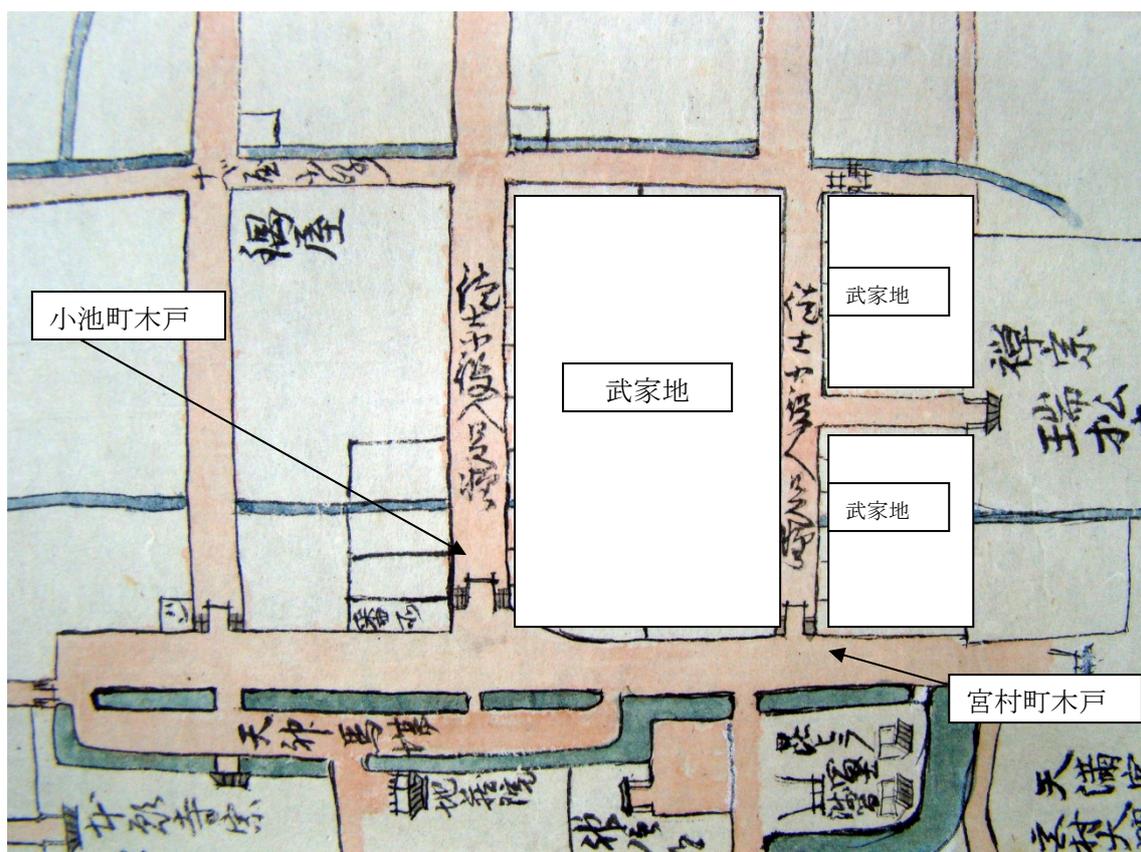
(4) 抜け道対策

木戸を作り夜間や非常時に木戸を閉鎖しても、広がりをもった城下町に出入りする空間をすべて取り締まることは不可能でした。自然、抜け道がつくられるようになります。

「享保廿一年 安原町五人組御改帳」には「一 町裏境の垣、念を入れ丈夫につくろい、裏の抜け道などあけ申すまじく候、通用かなわざるの口は御願ひ申し上げ、ご許容のうえ木戸をつけ置き、無用の時はしかとしめ置き申すべく候・・・」と命じています。

(5) 木戸の修復

木戸や木戸番所は藩の施設であったから修復や番人の給与は公費が建前でした。しかし実際には町人に転嫁されている場所が多かった。「享保十年九月 松本町帳面」には木戸について次の記述があります「木戸 二十五ヶ所 内二ヶ所（小池町・宮村町）の木戸開けたての給金、小池町・宮村町へ金三分ずつ領主より渡す。修復の諸木、鉄ものなどは領主より申し付ける。人足は町より申し出候」。小池町と宮村町の木戸の開閉は町にまかされ給金が支払われていたが、修復の人足は町の負担でした。博労町と本町の大木戸修理の人足は町が出しました。（※1両は4分である。）



この二つの木戸は川南の町人地の中にある武家地でありこの木戸は重要視されていたと思われます。

終わり

